

議 案 名	富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、これに関係する条例として富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）及び富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>第1条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）の一部改正</p> <p>(1) 設置（第1条） 富士見市情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠に、富士見市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項を加えるものです。</p> <p>(2) 定義（第2条） 議会保有個人情報を定義に加えるもの。</p> <p>(3) 審査手続（第7条から第13条） 審査請求に係る手続について、議会保有個人情報に係るものに関し、公文書等及び条例主張書面としてその手続を定めるもの。</p> <p>第2条 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）の一部改正</p> <p>(1) 第2条、設置に係る事務に以下の規定を追加するもの。 エ 富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第50条</p>
施 行 日	令和5年4月1日

富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、富士見市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>諮問実施機関</u> <u>情報公開条例第18条第1項、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>議会保有個人情報</u> <u>議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。）第18条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項</u> <u>の</u><u>規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、富士見市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>諮問実施機関</u> <u>情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護法第105条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(審査会の調査権限)</p>

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書等（公文書及び議会保有個人情報を含む。）又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された公文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、情報公開条例第18条第1項又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした実施機関若しくは情報公開条例第18条第3項第1号また議会個人情報保護条例第45条第2項第1号に規定する審査請求人若しくは参加人（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「条例主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、又は当該事実の鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書

又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 (略)

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は同条第3項第1号

に規定する審査請求人若しくは参加人（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「条例主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、又は当該事実の鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項の規定による資料（公文書等に記録されている情報の内容に限る。）の提出又は同条第4項若しくは第9条の規定による条例主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は条例主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出（保有個人情報に含まれている情報の内容に限る。）又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3～7 （略）

第11条 審査会は、第7条第3項の規定による資料（公文書に記録されている情報の内容に限る。）の提出又は同条第4項若しくは第9条の規定による条例主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は条例主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出（保有個人情報に含まれている情報の内容に限る。）又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3～7 （略）

(答申書の送付等)

第13条 (略)

2 審査会は、議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを同条第2項第1号に規定する審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(答申書の送付等)

第13条 (略)

(新設)

富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行うため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる規定について、諮問又は意見を聴くこととされている事項に応じ、又は当該規定に関する事項について市長に意見を述べること。</p> <p>ア 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項</p> <p>イ 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下この条において「情報公開条例」という。）第29条</p> <p>ウ 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下この条において「施行条例」という。）第13条</p> <p><u>エ 富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第50条</u></p> <p>オ 富士見市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成29年訓令第7号）第6条第4項</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行うため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる規定について、諮問又は意見を聴くこととされている事項に応じ、又は当該規定に関する事項について市長に意見を述べること。</p> <p>ア 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項</p> <p>イ 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下この条において「情報公開条例」という。）第29条</p> <p>ウ 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下この条において「施行条例」という。）第13条</p> <p>(新設)</p> <p><u>エ 富士見市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成29年訓令第7号）第6条第4項</u></p>